

小美玉市へ移住する方へ
移住促進住宅取得助成事業をご活用ください

小美玉市に移住する方（転入者）の住宅取得費や取得した住宅の改修工事に対して補助金を交付します。

■補助金額・必要書類

新築または新築住宅の購入 限度額30万円 購入経費（土地代を除く） の4%以内の額	中古住宅の購入 限度額20万円 購入経費（土地代を除く） の20%以内の額	中古住宅の購入補助を受けた 住宅の改修工事 限度額10万円 工事費の20%以内の額
加算額 ・補助対象者が45歳未満の場合は10万円加算 ・補助対象者の世帯に16未満の子を有する場合は 10万円加算		中古住宅の改修工事の場合 ・小美玉市移住促進住宅改修補助金 交付申請書（様式第3号） ・住宅改修工事に係る見積書の写し ※施工業者は市内に事業所を有する 業者であること ・補助対象住宅の平面図 （住宅改修予定箇所を明示したもの） ・住宅改修工事に着手する前の当該 工事箇所の写真
新築または新築住宅の購入・中古住宅の購入の場合 ・小美玉市移住促進住宅取得補助金交付申請書（様式第1号） ・申請者の戸籍の附表の写し （過去5年間の住所地が証明できるもの） ・申請時に住民登録をしていた自治体の市町村税の納税証明書 書 ・誓約書兼同意書（様式第2号） ・住宅の取得契約書の写し ・住宅敷地の売買契約書の写し ・補助対象住宅の案内図		

市ホームページの下記アドレスから申請書のダウンロードができます。

<http://www.city.omitama.lg.jp/0102/info-0000003616-2.html>

■対象者・対象となる住宅

- ・令和2年4月1日から令和5年3月31日までに対象住宅への居住が開始され転入届を済ませることができる方。
- ・転入日または申請日のいずれか早い日から起算して過去5年以内に小美玉市の住民基本台帳に記録されたことのない方。
- ・申請時に住民登録をしていた自治体の市町村税に滞納がない方。
- ・取得した住宅に5年を超えて居住しようとする方。
- ・令和2年4月1日以降に市内で取得の契約をした住宅とし、令和5年3月31日までに所有権の保存または移転の登記が完了する住宅。完成の日が令和2年4月1日以降の住宅で、居住されたことのないものは新築住宅として扱います。

※以下に該当する場合は補助対象となりません。

- ・賃貸、販売等の営利を目的とする場合
- ・住宅または敷地が贈与あるいは相続したものである場合
- ・市の他の制度を利用している場合
- ・住宅または敷地が2親等以内の親族から賃借または購入したものである場合

■申請期間

令和4年6月1日（水）から
令和4年6月30日（木）まで

〈必着〉

※申請書類を都市整備課へ持参または郵送にて
ご提出ください。

■問合せ・受付窓口

都市整備課 建築係

〒319-0192

茨城県小美玉市堅倉835番地

☎0299-48-1111（内線1413・1414）

E-mail: toshi@city.omitama.lg.jp

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

（土日祝日を除く）